

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

条 例

○宮城県条例等の一部を改正する条例

(税務課)

ページ

条 例

宮城県条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第四十号

宮城県条例等の一部を改正する条例

(宮城県条例の一部改正)

第一条 宮城県条例(昭和二十五年宮城県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

第三十八条第一項第一号中「次号」の下に「及び第三号」を加え、同号口中「第七十二条の二十四の七第五項各号」を「第七十二条の二十四の七第六項各号」に、「の規定により」を「において」に改め、同項第二号中「電気供給業」の下に「(次号に掲げる事業を除く。)」を加え、同項に次の一号を加える。

三 電気供給業のうち、電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第二条第一項第二号に規定する小売電気事業(これに準ずるものとして地方税法施行規則(昭和二十九年総理府令第二十三号。以下「法施行規則」という。)第三条の十四第一項に規定する事業を含む。第四十一条及び附則第十条の二において「小売電気事業等」という。)及び同法第二条第一項第十四号に規定する発電事業(これに準ずるものとして法施行規則第三条の十四第二項に規定する事業を含む。第四十一条及び附則第十条の二において「発電事業等」という。)(次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ ロに掲げる法人以外の法人 収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額

ロ 第一号ロに掲げる法人 収入割額及び所得割額の合算額

第三十九条第一項中「事業の区分」を「事業税の区分」に改め、同項各号を次のように改める。

一 付加価値割 各事業年度の付加価値額

二 資本割 各事業年度の資本金等の額

三 所得割 各事業年度の所得

四 収入割 各事業年度の収入金額

第三十九条第二項中「前項第一号イ」を「前項第一号ロ」に、「前項第二号」を「同項第二号」に、「前項第一号ハ」を「同項第三号」に、「前項第二号」を「同項第四号」に改める。

第四十一条第一項中「第三項」を「第四項」に改め、同条第二項中「電気供給業」の下に「(小売電気事業等及び発電事業等を除く。)」を加え、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、

第二項の次に次の一項を加える。

3 電気供給業のうち、小売電気事業等及び発電事業等に対する事業税の額は、次の各号に掲げる

法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

一 第三十八条第一項第三号イに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額

イ 各事業年度の収入金額に百分の〇・七五を乗じて得た金額

ロ 各事業年度の付加価値額に百分の〇・三七を乗じて得た金額

ハ 各事業年度の資本金等の額に百分の〇・一五を乗じて得た金額

二 第三十八条第一項第三号ロに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額

イ 各事業年度の収入金額に百分の〇・七五を乗じて得た金額

ロ 各事業年度の所得に百分の一・八五を乗じて得た金額

第四十三条第一項中「所得割(一)を「所得割等(一)に、「法人にあつては、」を「法人の」に、「とする」を「又は同号ロに掲げる法人の所得割をいう」に、「収入割」を「収入割等(同項第二号に掲げる事業を行う法人の収入割、同項第三号イに掲げる法人の収入割、付加価値割及び資本割又は同号ロに掲げる法人の収入割及び所得割をいう。)」に改める。

第四十九条第一項中「地方税法施行規則(昭和二十九年総理府令第二十三号。以下「法施行規則」という。)」を「法施行規則」に改める。

第六十六条の二第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項(第三号又は第四号に係る部分に限る。)」に、「、同項各号」を「、同項第三号又は第四号」に、「第八条の四」を「第八条の四第二項」に、「が同項各号」を「が第一項第三号は第四号」に、「提出しない場合には、適用しない」を「提出している場合に限り、適用する」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項

の次に次の一項を加える。

2 前項(第一号又は第二号に係る部分に限る。)の規定は、卸売販売業者等が、同項第一号又は第二号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第六十六条の四第一項又は第三項の規定による申告書に前項(第一号又は第二号に係る部分に限る。)の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、法施行規則第八条の四第一項の規定により当該製造たばこの売渡し又は消費等が前項第一号又は第二号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等に該当することを証するに足りる書類を保存している場合に限り、適用する。

第六十七条の三第一号中「及び第六十八条の二」を削り、「として」の下に、「又はその公式の練習のために」を加える。

第六十八条の二を次のように改める。

第六十八条の二 削除

第七十四条第一項第二号中「第六十八条の二及び」を削り、「第六十八条の三各号」の下に「及び附則第十一条の三」を加える。

附則第六条第一項中「令和三年度」を「令和六年度」に改める。

附則第七条の三第一項中「令和二年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に、「行つた」を「行う」に、「百分の二・九」を「百分の五・七」に改め、同条第三項中「令和二年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に、「百分の二・九」を「百分の五・七」に改める。

附則第十条第三項中「第三十八条第一項第一号イ」の下に「及び第三号イ」を加え、同条第四項を削り、同条第五項中「法第七十二条の十二第二号」を「第三十九条第一項第四号」に、「法第七十二条の二十四の二第二項」を「同条第二項」に、「同項」を「法第七十二条の二十四の二第二項」に、「附則第六条の二第八項」を「附則第六条の二第七項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「第三十九条第一項第二号」を「第三十九条第一項第四号」に、「法第七十二条の二十四の二第二項」を「同条第二項」に、「同項の」を「法第七十二条の二十四の二第二項の」に、「附則第六条の二第九項」を「附則第六条の二第八項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「第三十九条第一項第二号」を「第三十九条第一項第四号」に、「平成三十二年四月一日から平成三十七年三月三十一日」を「令和二年四月一日から令和七年三月三十一日」に、「法第七十二条の二十四の二第二項」を「同条第二項」に、「同項」を「法第七十二条の二十四の二第二項」に、「附則第六条の二第十項」を「附則第六条の二第九項」に改め、同項を同条第六項とする。

附則第十条の二第一項中「第四項」を「第五項」に、「第二項」を「次項」に、「。第三項」を「。第四項」に改め、同条第二項中「電気供給業」の下に「(小売電気事業等及び発電事業等を除く。)」を加え、同条第五項中「第三項第二号」を「第四項第二号」に改め、同項を同条第六項とし、同条

中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 特例期間に終了する各事業年度に係る法人の行う電気供給業のうち、小売電気事業等及び発電事業等に対する事業税の額は、第四十一条第三項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

- 一 第三十八条第一項第三号イに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額
 - イ 各事業年度の収入金額に百分の〇・八〇二五を乗じて得た金額
 - ロ 各事業年度の付加価値額に百分の〇・三八八五を乗じて得た金額
 - ハ 各事業年度の資本金等の額に百分の〇・一五七五を乗じて得た金額
- 二 第三十八条第一項第三号ロに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額
 - イ 各事業年度の収入金額に百分の〇・八〇二五を乗じて得た金額
 - ロ 各事業年度の所得に百分の一・九四二五を乗じて得た金額

附則第十条の二の四第一項中。以下この条において「平成二十八年地域再生法改正法」という。を削り、「令和二年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に、「行つた」を「行う」に、「百分の十」を「百分の二十」に、「第三項まで」を「第四項まで」に改める。

附則第十条の七中「令和二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

附則第十一条第二項中「令和二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改め、同条第三項中「附則第七条第十五項」を「附則第七条第十四項」に、「附則第七条第十六項」を「附則第七条第十五項」に改め、同条第四項中「附則第三条の二の十九第一項」を「附則第三条の二の十八第一項」に、「附則第七条第二十二項」を「附則第七条第二十一項」に、「令和二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改め、同条第五項中「附則第七条第二十三項」を「附則第七条第二十二項」に、「令和二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改め、同条第六項中「附則第七条第二十四項」を「附則第七条第二十三項」に、「令和二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

附則第十一条の三から第十一条の四の四までを次のように改める。

(ゴルフ場利用税の非課税)

第十一条の三 当分の間、スポーツ基本法第二条第六項に規定する国際競技大会(同法第二十七条第一項の規定による措置その他の我が国への招致又は開催の支援のための措置を講ずることが閣議において決定され、又は了解されたものに限る。)のゴルフ競技に参加する選手が当該国際競技大会のゴルフ競技として、又はその公式の練習のためにゴルフを行う場合、当該国際競技大会のゴルフ競技の準備及び運営を行う者がその旨を証明する場合に限る。)のゴルフ場の利用に對しては、第六十七条の規定にかかわらず、ゴルフ場利用税を課さない。

第十一条の四 削除

附則第十一条の十二第四項第一号中「第四十一条」を「第四十一条第一項」に改め、同項第二号及び第三号並びに同条第五項各号中「第四十一条」を「第四十一条第一項」に、「同条」を「同項」に改め、同条第六項第一号中「第四十一条」を「第四十一条第一項」に改め、同項第二号及び第三号中「第四十一条」を「第四十一条第一項」に、「同条」を「同項」に改め、同条第七項中「第四十一条」を「第四十一条第一項」に改める。

附則第十二条第二項第二号中「第四十一条」を「第四十一条第一項」に改め、同項第四号及び第五号並びに同条第三項中「平成三十二年基準エネルギー消費効率」を「令和二年度基準エネルギー消費効率」に改める。

附則第十七条第四項中「令和二年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める。

附則第十九条中「令和二年度」を「令和五年度」に、「同法第三十一条第一項」を「同項」に改める。

附則第二十二條の三第三項中「前年十二月三十一日」の下に「又は令和五年十二月三十一日の日を「ずれか早い日」を加える。

(宮城県県税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 宮城県県税条例等の一部を改正する条例（令和元年宮城県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二条のうち、宮城県県税条例第二十二条の二第一項第二号の改正規定を削り、第六十七条の三の見出し、同条第一号及び第六十八条の二の改正規定中「」を「及び」に改め、「及び第六十八条の二」を削る。

附則第一項第三号を次のように改める。

三 削除

附則第一項第五号中「」を「及び」に改め、「及び第六十八条の二」を削り、附則中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項を第三項とし、第五項を第四項とする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。
(県民税に関する経過措置)

2 別段の定めがあるものを除き、第一条の規定による改正後の宮城県県税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の県民税に関する部分は、令和二年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和元年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

3 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の県民税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

4 新条例附則第七条の三第一項及び第三項の規定（同条第一項に規定する特定寄附金に係る部分に限る。）は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の県民税及び施行日以後に終了する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の県民税及び施行日前に終了した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

(事業税に関する経過措置)

5 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

6 施行日以後最初に開始する事業年度（以下この項において「最初事業年度」という。）開始の日の前日を含む事業年度において、電気供給業のうち新条例第三十八条第一項第三号に規定する小売電気事業等（以下この項において「小売電気事業等」という。）又は同号に規定する発電事業等（以下この項において「発電事業等」という。）を行っていた法人の小売電気事業等又は発電事業等に係る事業税の課税標準である各事業年度の所得を地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号。以下この項において「改正法」という。）第一条の規定による改正後の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十二条の二十三第一項の規定により当該法人の当該各事業年度の法人税の課税標準である所得又は当該各事業年度終了の日の属する各連結事業年度の法人税の課税標準である連結所得に係る当該法人の個別所得金額（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額をいう。以下この項において同じ。）の計算の例により算定する場合には、当該法人が、当該法人の最初事業年度開始の日前十年以内に開始した各事業年度において、小売電気事業等又は発電事業等に係る事業税の課税標準である当該各事業年度の所得を改正法第一条の規定による改正前の地方税法第七十二条の二十三第一項の規定により当該法人の当該各事業年度の法人税の課税標準である所得又は当該各事業年度終了の日の属する各連結事業年度分の法人税の課税標準である連結所得に係る当該法人の個別所得金額の計算の例により算定していたものとみなす。

7 新条例附則第十条の二の四第一項の規定（同項に規定する特定寄附金に係る部分に限る。）は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の事業税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の事業税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)

8 新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(ゴルフ場利用税に関する経過措置)

9 新条例第六十七条の三(第一号に係る部分に限る。)及び新条例附則第十一条の三の規定は、施行日以後のゴルフ場の利用に対して課すべきゴルフ場利用税について適用し、施行日前のゴルフ場の利用に対して課するゴルフ場利用税については、なお従前の例による。